

令和7年度 遠監委 第1号

四万十市水道遠方監視システム整備実施設計業務

【特記仕様書】

令和7年6月

四万十市上下水道課

1. 業務名称

令和7年度 遠監委 第1号 四万十市水道遠方監視システム整備実施設計業務

2. 業務場所

四万十市 具同 地内

3. 特記仕様書の適用範囲

本業務の施工に当たっては、本仕様書に基づき実施するものとする。但し、本特記仕様書に記載されていない事項については高知県土木部制定「高知県土木設計等業務共通仕様書」に基づき実施するものとする。

4. 業務概要

本業務は、四万十市上下水道課が管理する水道施設において、現在利用している遠方監視システム(インターネット回線、専用回線又は携帯電話回線等を活用)に対し、具同新水源の監視システムを追加整備するための実施設計業務を委託するものである。

5. 業務対象施設

施設名 : 具同新水源

計画取水量 : 4,800m³/日

6. 業務内容

(1) 設計協議

① 第1回打合せ

設計工程、方針及び貸与資料の確認を行なう。

② 中間打合せ

設計業務の主な区切りにおいて必要に応じて諸条件を確認する。

③ 最終打合せ

委託業務完了時における総括説明及び、成果品納入、検査の立会いとする。

(2) 現地調査

設計対象施設の現地踏査、資料の収集及び調査を行う。

(3) 設計業務

① 設計計画

設計諸元の確認及び計画を行う。

② 各種計算

機器リスト、工事特記仕様書の作成を行う。

③設計図作成

位置図、平面図、機能概略説明図(計装フローシート、全体システム構成)、配線・配管布設図、主要機器配置図及び工事占用に必要な図面を作成する。

④数量計算

工事に必要な数量すべての計算で数量計算書を作成する。

7. 管理技術者

管理技術者は、技術士法に基づく技術士(上下水道部門－上水道及び工業用水道)の資格を有する者、あるいは RCCM(上水道及び工業用水道)資格保有者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

8. 成果品

成果品の提出物

①電子媒体(CD-R)1部

②成果報告書(A4 製本)1部

③その他、監督職員が指示するもの

9. その他

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合または本仕様書に定めない事項については、発注者と協議により決定する。

10. 準拠する技術基準等

本業務を行うにあたり、以下の技術基準に準拠すること。

①水道施設設計指針 (日本水道協会)

②水道施設耐震工法指針・解説 (日本水道協会)

③水道事業実務必携(全国簡易水道協議会)

④その他関係諸法規